

# 「法学系」研究評価報告書

(平成13年度着手 分野別研究評価)

名古屋大学法学部

大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構



## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

### 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

#### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

#### 2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価（教養教育（平成12年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

#### 3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

### 分野別研究評価「法学系」について

#### 1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった6大学（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の5項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会（社会・経済・文化）的効果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

#### 2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと部会（後記研究水準等の判定を担当）を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記3の「意見の申立て及びその対応」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

#### 3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」の「1 対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、前記1の1）、4）及び5）の評価項目については、貢献（達成又は機能）の状況を要素ごとに記述している。また、当該項目の水準を、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相对比较することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

また、前記1の2）及び3）の評価項目については、学問的内容や社会的効果の評価結果を記述している。

さらに、2）の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者（関連分野の専門家）が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、3）の評価項目においても、2）と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的効果の割合を示している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

「特記事項についての所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて所見を記述している。

#### 4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1 機関名 名古屋大学

2 学部・研究科名 法学部  
法学研究科

3 所在地 名古屋市千種区不老町

4 学部・研究科構成  
法学部 法律・政治学科  
法学研究科 法律・政治学専攻

5 学生数及び教員数

学生数

学部学生数 880名

大学院学生数 212名

教員数

51名

6 特徴

・本研究科は、1948年に名古屋大学法経学部として設置され、2年後の1950年に経済学部と分離し、独立の学部として創設され、以後中部地区随一の法学研究科として、また、全国有数の基幹研究科として、全国の法学・政治学の研究をリードしてきており、今後もこの責務を担うべく、そのための研究体制・研究支援体制、諸施策等を実行している。

すなわち、急激な変容を遂げつつある「現代の法と政治」を解析し、実務・市民団体との連携の下、解決の急がれる現代的課題に対応するための研究と、将来的な研究活動の為に総合的な学問的パラダイムの形成を行う為に、近代の法理念・政治理念を踏まえて発展してきた基礎的な研究を学際化された多様な観点からも更に推進して深化すると共に、先端的な領域の研究に積極的に取り組み、両者を融合させ、有機的に発展させることを本研究科の研究の基本目的とし、この責務を果たすべく、本学は、1999年に大学院重点化を実現している。

・現在本研究科は九つの大講座(内実験講座は4)からなるが、この大学院重点化に際して、先端的・応用的・学際的な分野について思い切った再編充実を図るとともに、研究科全体のコーディネーターないしナビゲーターやプロジェクト研究のコーディネーター及びマネージメントを担

う講座大学院専担の「現代比較応用法制」講座を設置している。

・現在の本学のスタッフ現員は51名(定員56名)であるが、その内、2名の助教授、3名の助手は研究の支援を担当する専任の教官である。なお、昨年度まで本研究科の現員は54名、教官定員は58名であったところ、現在昨年度より現員・定員とも減少しているが、これは、2001年に法学部附属のセンターとして設置された「アジア法政情報交流センター」を名古屋大学共同研究施設である「法政国際教育協力研究センター」として立ち上げるに際して教官ポスト2を拠出し、また、三教官がこの四月から同センター所属となったことによるものである。

このような研究体制のもと、各教官が各領域において、基礎的な研究とともに先端的、学際的かつ高度な研究に取り組み、着実に実績をあげている。

・本研究科は、アジア諸国の法整備に対する支援・協力ならびにアジアの法と政治に関する総合的な研究を学部的課題として取り組んでいる。これは前述の「比較応用法制講座」の最初のプロジェクトである。本研究科は、日本における本研究の拠点として、2001年にアジア法政情報交流センターを本研究科附属のセンターとして立ち上げ、さらにこの研究拠点としての機能を強化するため、同センターを本年4月より名古屋大学の全学のセンターである「法政国際教育協力研究センター」とした。

・現在のように変化が激しい時代には、公的・社会的初領域との間において、学際的な研究教育の展開を背景とした高度で双方向的な知的協働・連携が必要との考えから、社会との連携を図るため1999年以来連携講座を設置するとともに、市民・実務の要請を把握し、また現在の法と政治の状況を市民・実務に発信するための諸施策を積極的に行っている。この連携講座には現在4名の客員教授、2名の客員助教授がいる。

・本研究科が取り組んでいる先端的で学際的、国際的研究は、多額の資金を必要とするが、本研究科は、これについて、社会からの募金や大型科研費の獲得等の自助努力による解決を図っており、この点も近年著しい成果を挙げている。

## 研究目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

### 1 研究目的

a. 現況記載の本研究科の基本目的のもと、先端的、学際的、国際的研究を基礎的研究と融合させつつ行う。

b. グローバル化に対応し、我が国の法政研究分野での中核的な国際交流拠点の一として、国際交流及び国際的な共同研究を積極的に推進する。

特に東（東南）アジア諸国及び中央アジア諸国の体制移行期並びに同確立期の法と政治に関する基礎的及び先端的研究を、当該諸国のみならず世界各国の研究機関との協力の下に推進する。

c. 我が国第三の都市圏に位置する基幹法学・政治学研究科として、全国的な学問水準の引き上げに貢献すると共に、歴史的に果たしてきた中部地域での法政研究の総合的牽引役としての機能を更に高度化したレベルで維持し法政研究の活性化を図る。

d. 企業実務・市民活動（生活）をも巻き込んだ創造的研究活動とその活動のフィードバックを行い、市民・実務と連携した知的協働を推進する。知的協働の過程において、また、研究の成果の還元を通じて社会（国際社会を含む）への貢献を行う。

e. 以上の諸目的を、いわゆる文理融合型・新領域対応型研究機関を目指す名古屋大学の全体的な動きの中で、一層効果的に達成すべく、全学的な観点に立ちつつ柔軟で機動的な研究体制及び研究支援体制を確立すると共に、物的・人的資源の調達のための最大限の自助努力を並行的に実施する。

### 2 研究目標

#### a. との関連

・先端分野に関して、「法情報学」、「環境法」、「社会保障法」、「体制移行期の法と政治」等の学際的な領域を、研究分野として確立・発展させる。そのために、研究科全体としての取組・プロジェクトの推進を図るとともに、他機関、他分野との共同研究を促進する。

#### b. との関連

・学術交流協定の締結を初めとして、国際交流を活発化し、特に研究者の派遣・受入、国際的な研究シンポジウム等の開催等による共同研究を実施する。特にアジア地域の法政研究の為の情報及び人的交流拠点を形成し、これを全学的なセンターとして位置づける。

#### c. との関連

(1) 各分野において高水準の研究活動を行い、その成果および研究上有用な情報を全国の研究関係者に公開する。

(2) 本研究科ないしは教官が主催・主導する研究会等を通じて、中部地域での研究を活性化する。

(3) 研究成果の評価を世に問うため、成果の公表手段を確保・創出する。

#### d. との関連

(1) 連携講座や職業人・社会人の大学院への受入やシンポジウム、研究会等での交流を通じ、企業実務や市民団体との連携を図り、新たな研究活動の端緒となり得る社会的ニーズを把握するとともに、これらのチャンネルを通じて実務・市民団体等との共同研究を推進する。

(2) 政治・経済のグローバル化の中で各国政治体制の分析や予想、法制度に関する情報の提供に対応するための研究を行うと同時に、アジアを中心とした体制移行期にある諸国の政治体制の安定化及び法整備への支援の為の研究を行い、その成果を国内外に還元する。

(3) 一般市民に法・政治の現在の状況を伝え、また、本研究科の研究成果を還元するため、成果の刊行、講演会・シンポジウムの開催等、情報発信手段の多様化を図る。

#### e. との関連

(1) 多様化、学際化、流動化する法政研究に対応し得る研究体制を構築する。

(2) 研究活性化のため、多様な人材の登用を積極的に行うと共に、任期付き任用制等を利用して人事の弾力化を図る等、流動性を確保する。また、プロジェクト研究の振興に取り組む。

(3) 研究環境の整備（特に情報化に対応した整備）等、研究を支える物的・人的な研究支援体制の整備を図る。

(4) 新領域研究科・分離融合型組織の創設等に際しては、協力教官の派遣等による連携を通じ、新たな研究領域に積極的に対応する。

(5) 科学研究費補助金や受託研究費等の外部資金の獲得を通じて、研究基盤ないし環境の整備と研究内容の高度化を図ると共に、大規模プロジェクトの為には募金活動を実施し財源を確保する。

(6) これらの目的を達成するため、第三者による外部評価を定期的に行う。

## 評価項目ごとの評価結果

### 1 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況や「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、その結果を「目的及び目標の実現への貢献度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻等との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策、大学共同利用機関や学部附属施設におけるサービス機能などが想定されている。

#### 目的及び目標の実現への貢献度の状況

##### 【要素1】研究体制に関する取組状況

大講座化、現代比較応用法政講座・連携講座の設置等による研究組織の柔軟化及び外国人教員や実務家の採用等による人材の多様化は、特色ある取組として評価できる。教員定員の充足率は高く、また出身校にも多様性が認められる。また、連携講座の設置は、実務との交流の試みとして評価できる。他方、このような研究体制の整備が特定の研究領域に偏ることなく、本組織が掲げる研究目的・目標に広く活かされることが期待される。

研究の活動を活性化するための方策を検討する体制として、将来構想検討委員会の設置による組織的取組は評価できる。2つの基金（AP基金、アジア法政情報交流センター基金）の創設など、同委員会は組織全体の将来的方向性を検討する機関と認められ、その効果的な活動が期待される。

##### 【要素2】研究支援体制に関する取組状況

研究支援に携わる教官の配置については、情報化対応と法情報学及びアジア法整備支援事業の促進のために特別の支援体制をとり、また、そのために重点的な教員配置を講じていることが認められる。さらに、その実効性を高めるために外部資金の導入にも積極的な取組がなされている。

##### 【要素3】諸施策に関する取組状況

研究環境の整備については、情報化対策委員会の設置等による情報化問題への積極的対応、とりわけ法学・政治学の研究・教育に要求される情報処理のネットワーク・システムの構築及び図書館機能の拡充に努めていることは評価できる。

プロジェクト研究の振興方策については、学術的・先端的研究の重点項目として、アジア法政情報交流センター基金の創設による、とりわけアジア法政研究・法整備支援のプロジェクト研究が積極的に推進されていることは特筆すべき活動といえる。アジア法政研究の重点化は、欧米諸国等との研究交流を制約するものではないと認められる。

外部資金の獲得については、とりわけアジア法政研究・法整備支援事業のために大型科学研究費補助金や民間資金の獲得に積極的に取り組んでいることは評価できる。

共同研究の体制については、法政国際教育協力研究センターの設置等によるアジア法政研究のための日本における共同研究の拠点化の目標は意欲的な取組であると同時に、今後の一層の貢献が期待される。

各領域の共同研究の実施に当たっては、とりわけ中部地域の研究者・実務家の参加する恒常的研究会の牽引役を務め、拠点大学としての重要な機能を担っているものと評価できる。

本組織の研究目的・目標の一環をなす国際交流・国際共同研究については、その推進のために意欲的に取り組んでいることが認められる。とりわけアジア法政関係の研究はアジア法政情報交流センターの活動等を通じてすでに相当な成果をあげていることは評価できる。

他方、アジア以外の地域との国際交流等に対する組織としての取組策は十分に明らかにされているとはいえないが、欧米との共同研究は主として教員の個人ベースの活動として進められていると認められる。

研究成果の社会への還元・情報発信への取組については、基本的に組織の紀要「法政論集」によっている。組織の取組として、これで十分かどうか、更なる検討が期待される。

##### 【要素4】諸機能に関する取組状況

情報提供その他研究に関連する各種サービスの提供に

については、ホームページでの大学所蔵図書の検索、国際法判例データベースのインターネット公開、アジア法政の共同研究コーディネイト担当教員の配置など、情報提供等について積極的な取組が認められる。

#### **【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況**

教職員、学生に対する研究目的等の周知方法については、広報誌である「法学部ニュース」等で行われている。今後は研究目的のみならず、研究成果の周知も含めて、できる限り広く公表されることが期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

#### 特に優れた点及び改善点等

大講座制化、現代比較応用法制講座・連携講座の設置等により、教員の多様化、流動化に努めていることは評価できる。他方、このような研究体制の整備が特定の研究領域に偏ることなく、本組織が掲げる研究目的・目標に広く活かされることが期待される。教員定員の充足率は高く、また教員の構成に多様性がみられることは評価できる。連携講座の設置は、実務との交流の強化という観点から評価できる。

将来構想検討委員会の設置による研究活動の活性化の試みは評価できるが、それが有効に機能するように不断の点検が期待される。

情報化問題への取組として、法学・政治学の研究・教育のための情報処理ネットワーク・システムの構築は評価できる。

アジア法政研究・法整備支援、法情報学への重点的な体制整備、並びにそのための外部資金の導入の努力は評価に値する。他方、それ以外の研究領域の推進体制については、なお検討の余地がある。

各研究領域の共同研究会の実施に当たっては、とりわけ中部地域における牽引役を務めていることは評価できる。

研究成果の社会的還元手段として、組織の取組としてみた場合、「法政論集」の刊行のみで十分かどうかは、なお検討の余地がある。

## 2 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に研究活動の学問的内容及び水準を判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該領域において群を抜いて高い水準にあること、「優秀」とは、当該領域において指導的あるいは先導的な水準にあること、「普通」とは、当該領域に十分貢献していること、「要努力」とは、当該領域に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

新たな研究領域の確立については、先端的・学際的な新領域として、「法情報学」、「社会保障法」、「環境法」、「体制移行期の法と政治」を組織の重点研究領域として設定したことは意欲的な取組といえる。

法情報学については、そのための大型科学研究費補助金の獲得を含め、着実な研究の進展がみられる。また、「体制移行期の法と政治」の研究は、本組織の特色ある取組として評価できる。

他方、社会保障法と環境法に関する研究の説明は必ずしも具体的ではなく、組織としての進展度に差があることを伺わせる。調和のとれた発展が期待される。

研究目的（a）の先端的、学際的、国際的研究の推進という点では、教員の個人的活動のなかにすでに相当の研究成果がみられることは評価できる。これらの先端的、学際的研究は、同時に高度の理論的研究に裏づけられる必要があるが、そのような理論面の研究については組織としての重点的な取組は見受けられないが、各教員の自主的判断において重視されているものと認められる。

四つの新研究領域は組織の研究目標（a）として掲げられたものである。バランスのとれた発展を図る必要があるが、この点でなお改善の余地がある。

こうした特定領域の研究を重点化する場合、当該研究が教員の個人研究の向上に適切に活かされているかどうか、また、どのような影響を及ぼしているか、絶えざる

自己点検が求められる。

組織全体及び領域ごとの判定結果

（全領域）

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授 35 名、助教授 12 名、講師 1 名、助手 2 名、計 50 名）の 1 割が極めて高く、5 割強が高く、3 割弱が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の若干名が極めて高く、5 割強が高く、4 割が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の 2 割弱が高く、3 割強が相応、若干名が低い。
- ・ 研究水準については、構成員の 1 割が卓越、6 割弱が優秀、3 割強が普通、若干名が要努力。

（法学領域）

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授 28 名、助教授 9 名、講師 1 名、助手 2 名、計 40 名）の 1 割が極めて高く、5 割が高く、3 割が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の若干名が極めて高く、5 割強が高く、4 割強が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の 1 割強が高く、4 割弱が相応、若干名が低い。
- ・ 研究水準については、構成員の 1 割が卓越、5 割が優秀、4 割弱が普通、若干名が要努力。

（政治学領域）

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授 7 名、助教授 3 名、計 10 名）の 1 割が極めて高く、7 割が高く、2 割が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の 1 割が極めて高く、5 割が高く、3 割が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の 4 割が高く、2 割が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の 1 割が卓越、8 割が優秀、1 割が普通。

### 3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

ここでは、対象組織における研究の社会（社会・経済・文化）的効果について評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「極めて高い」とは、社会的に大きな効果をあげた非常に高い内容であること、「高い」とは、相当な効果をあげた内容であること、「相応」とは、評価できるが必ずしも高くはない内容であることを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

アジア法整備支援事業は、本組織の「体制移行期の法と政治」の研究とあいまって、わが国における組織的な国際貢献として評価できる。特に、そのための教員の現地訪問、対象国からの実務家・留学生の受入れ・研修など、実践的な貢献として特記できる。

上記支援事業の推進に当たっては、教員の関係国訪問、国際協力事業団（JICA）等との協力の下に支援対象国からの実務家・学生の受入れ・研修、国際シンポジウムの開催等の活動を積極的に行っていることが認められ、実践的な貢献として評価できる。

政治的・法的知識の普及については、教員個人の研究活動を通じて、この面でのいくつかの社会的効果がみられ、また法実務・政策形成への寄与については、地域環境行政への寄与など、いく人かの教員の研究による社会的効果が認められるが、組織の規模や地理的状況等に鑑みて、なお一層の貢献が期待される。

本組織の研究目的・目標に鑑みて、連携講座の取組は注視されるが、さらに研究を通じた地域自治体や経済界とのより密接な交流・協力の促進あるいは公開講座の実施など、更なる促進のための取組が期待される。

アジア法政分野の研究活動は、同様の目標を掲げる他の内外の諸大学との連携も視野に入れることが期待される。

組織全体及び領域ごとの判定結果

（全領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 35 名、助教授 12 名、講師 1 名、助手 2 名、計 50 名）の、5 割が高く、3 割弱が相応。

（法学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 28 名、助教授 9 名、講師 1 名、助手 2 名、計 40 名）の、5 割強が高く、3 割弱が相応。

（政治学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 7 名、助教授 3 名、計 10 名）の、4 割が高く、2 割が相応。

## 4 諸施策及び諸機能の達成状況

ここでは、評価項目「1 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、その結果を「目的及び目標に照らした達成度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

### 目的及び目標に照らした達成度の状況

#### 【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

研究環境の整備については、情報化対策のための環境整備、特に教員研究室の端末の入れ替え、ホームページの開設、商業データベースの利用契約など、この面の整備が着実に図られていることは評価できる。

法学・政治学関係の図書の充実のため、名大法曹会などからの外部資金の導入の努力とともに、積極的に取り組んできたことが認められる。

プロジェクト研究の振興については、アジア法政関係について際立っており、この分野での施策の達成度は相当のレベルのものと評価できる。

外部資金の獲得状況については、とりわけアジア法政研究・法整備支援事業の推進のため、組織的・個人的レベルで積極的に取り組んでおり、相当な成果をあげていることが認められる。

共同研究体制については、他組織との共同研究、とりわけ中部地域の研究者や実務家の参加する各種の共同研究会の発展においてその牽引役を担い、研究の活性化に大きく貢献していると認められる。

社会人院生の研究発表の場として「高度専門人養成コース教育研究年報」を刊行していることは、社会との連携の強化という観点からも有益な取組として評価できる。

国際交流の推進、国際的共同研究・研究集会の開催状況については、アジア法政研究や法整備支援を中心とした諸活動及びアジアの諸大学との間の学术交流協定の締結など、国際交流・国際的共同研究等の諸施策の達成度は特筆に値する。この取組については継続的な成果が期待される。一方、アジア地域以外の諸国との交流は現段階では主として教員の個人レベルの活動として行われているものと認められる。組織としての取組については今後の検討が期待される。

研究成果の社会への還元・情報発信については、組織

の取組としては「法政論集」に一元化されている。専任教員による寄稿の更なる確保を含め、研究紀要としての一層の充実が期待される。また、研究成果の社会的還元をより実効的ならしめる観点から、本紀要と並行して、別の還元方法についても検討が望まれる。

#### 【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

情報の提供その他研究に関連する各種サービスの提供機能については、アジア法政関係について、特にアジア法政情報交流センター(平成14年4月より法政国際教育協力研究センター)による関連分野の情報提供等のサービスが積極的に行われていることが認められる。国際法判例のインターネット上での公開も有益な取組といえる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

### 特に優れた点及び改善点等

研究活動の現代的必要に即応するための施策として情報化面での環境の整備は優れた取組として評価できる。他方、組織の多様な研究目的・目標に鑑みれば、その他の面での環境の整備についても、なお一層の推進が期待される。

アジア法政研究・法整備支援プロジェクトの振興は際立っており、そのための外部資金の積極的導入を含めて、大きな成果をあげている。他方、アジア地域以外の諸国との国際交流については、更なる検討が期待される。

本組織の研究紀要「法政論集」の充実化については、なお継続的な努力が期待される。また、研究成果の社会的還元をより実効的ならしめる観点から、本紀要と並行して、別の還元方法についても検討が望まれる。

---

## 5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

---

ここでは、対象組織における研究活動等について、これらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、その結果を「改善システムの機能の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

### 改善システムの機能の状況

#### **【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制**

組織としての研究活動等の評価する体制については、研究活動の自己点検・評価の手段として、1993年以來、「名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況」が公表されていることは評価できる。

外部者による研究活動等の評価を実施する体制として、「名古屋大学法学部懇談会」及び「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」を組織したことは評価される。

これらの組織が提示する意見、指摘、提言等を効果的に活かすシステムが整備されているかどうか、なお今後の検討課題といえる。

#### **【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況**

自己評価で明らかにされた問題点及び外部評価で指摘された研究支援体制上のいくつかの課題は、しかるべき対応策が講じられ、また「法政論集」のエディター機能の向上にも一定の改善策が施されたことが認められる。

研究体制上の課題とともに、研究成果そのものの質の更なる向上に向けた取組体制についても検討が期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

### 特に優れた点及び改善点等

自己点検評価の実施及び外部評価の導入等により、研究活動の向上・改善に努めていることが認められる。

将来に向けては、これらの評価機能を一層強化するとともに、その評価結果がより効果的に活かされるためのシステムを発展させる必要がある。

## 評価結果の概要

### 1 研究体制及び研究支援体制

大講座化、現代比較応用法制講座及び連携講座の設置などにより教員配置の多様化・流動化に努めていることは評価できる。そのような体制整備が、組織の掲げる研究目的・目標の全般的実現に資するように運用されることが期待される。連携講座の設置は、実務との交流の強化という点から評価できる。

情報化対策として法学・政治学研究・教育のための情報処理ネットワーク・システムの構築は評価できる。

アジア法政研究・法整備支援及び法情報学などへの重点的な支援体制の整備は特色ある取組として評価できる。同時に、その他の研究領域への支援整備についても、更なる推進が期待される。

各領域の共同研究会の実施において、本組織は中部地域の拠点大学としての役割を担っていることが認められる。

研究成果の社会的還元策として、組織の紀要（法政論集）のみで十分かどうかは、なお検討の余地がある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

### 2 研究内容及び水準

学際的、先端的、国際的研究を組織的に推進するため重点領域を設けたことは意欲的な取組として評価できる。特に、アジア法政研究や法情報学の分野において特筆すべき成果をあげていることが認められる。

他方、こうした重点的研究の推進が教員の個人研究の自律的發展ないし研究水準の向上に適切に活かされているかどうか、また、それが他の分野の研究の先駆的發展にどのような影響を及ぼしているか、不断の自己点検が求められる。

また、こうした先端的研究は、高度の基礎的理論に裏づけられる必要があるが、この点は教員の自主的な判断において重視されているものと認められる。

### 3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

本組織が取り組んでいるアジア法政研究並びに法支援の活動は、組織的な国際貢献として評価に値する。

政治的・法的知識の普及については、なお一層の貢献の余地がある。

法実務・政策形成への寄与に関しては環境行政やその他の分野に一定の貢献を果たしていることが認められる。他方、組織の研究目的・目標及び組織の規模や地理的状況等に鑑みると、とりわけ地域社会とのより密接な交流・協力や公開講座の実施など、一層広範な貢献に資するための方策を検討することが期待される。

### 4 諸施策及び諸機能の達成状況

情報化対策の環境整備やアジア法政のプロジェクト研究の振興等に関する諸施策の達成度は高いレベルにあると認められる。それと同時に、組織の多様な研究目的・目標に鑑みて、その他の面での環境整備についても更なる進展が期待される。

アジア法政研究・法整備支援プロジェクトの振興は際立った成果をあげている。この重点領域の推進に当たっては、同時に、他の研究目標との適切な調和の確保にも留意する必要がある。

中部地域の研究者・実務家の参加する各領域の共同研究会の発展に本組織は拠点大学としての役割を担っていると認めることができる。

組織としての研究成果の社会的還元方法は、現在のところ「法政論集」に一元化されている。研究紀要として更なる内容の充実が期待されると同時に、研究成果の社会的還元をより実効的ならしめる観点から、本紀要と並行して、別の還元方法についても検討が望まれる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

### 5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

自己評価のほか外部評価の導入など、組織としての研究活動向上のための努力が払われてきたことが認められるが、今後とも評価体制の強化を図るとともに、その評価結果が効果的に活かされるためのシステムを発展させることが期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の必要もある。

## 特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

### 1 対象組織の記述

1 本研究科では 1999 年にプロジェクト研究を行うことを目的として「現代比較応用法制」講座を設置し、最初のプロジェクトとしてアジア諸国の法整備の支援・協力及びアジアにおける法と政治に関する総合的な研究を行うことを決定し、実行に移している。

インドシナ諸国では、長年の戦争による荒廃を脱し市場経済に移行したが、これに伴い法制度の整備と人材の育成が急務となっていた。本研究科ではこれらの諸国の要請を受けて、法制度を整備する事業の援助と司法の中心となる人材の育成を行ってきた。この事業は、当然に対象国の法や政治に関する総合的な研究・分析を必要とする。対象国の専門家を交えた数度にわたるシンポジウムを行い、問題の所在を明らかにすると共に研究を進めてきた。また、中央アジアの諸国（ウズベキスタン、カザフスタン）やモンゴルをも加えることによって対象地域を拡大すると共に研究を深化するための基礎を築いた。

欧米で発達した法や政治体制がどのようにしてアジア諸国で取り入れられ根付いていくのかを現実に即して総合的に研究・分析することは、これまでのわが国の法学や政治学には全く欠けていた新たな視点である。このような研究は本研究科にとってだけでなくわが国の法学政治学にとっても極めて重要な意義を有すると共に国際社会の中でわが国が果たすべき極めて大きな意義のある任務である。

国家体制の市場経済化への移行に伴う法制度や政治制度の変容は、より一般的な先端的研究課題でもある。本研究科教官が中心となって平成 13 年度から推進中の大型科学研究費研究は、この課題を正面から取り上げた文系のプロジェクトとしては例外的に大型研究である。

2 次に、本研究科では、新たな法学教育のメソッドの開発を目指して積極的な活動を行い、その成果が次第に結実しつつある。新たな法曹の教育システムの開発を目指した「コンピューターネットワークを用いた法学教育の実践・評価システムの創成」は、法科大学院において IT 技術とコンピューターネットワークを利用した新たな教育システムの開発を目的とするものであり、先端的な技術を利用した革新的で有効なものである。この研究は、平成 14 年度より大型科学研究費を獲得したことであり、更なる研究の深化が期待される。

### 2 機構の所見

アジア法政研究・法整備支援ならびに IT 技術とコンピュータ・ネットワークの法学教育への活用は、構想段階を越えた貢献として高く評価できる。特に、前者のアジア法整備支援活動は、本組織の実践的な国際貢献として評価できる。

他方、各教員の個別研究テーマは多様・多彩であり、そのため、これらの重点的研究活動がどのように個別研究の向上に活かされているか、あるいは、それが他の研究の発展にどのような影響を及ぼしているか、絶えざる自己点検が求められる。